

令和6年広審第16号

裁 決
引船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和5年3月30日18時35分

大島半島東方沖合の小梅

2 船舶の要目

船種 船名 引船A

総トン数 19トン

全 長 17.74メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1,518キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央の船首寄りに操舵室を有し、同室前部中央に舵輪、右舷側に機関遠隔操縦装置、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ備えた2機2軸の鋼製押船兼曳船兼交通船で、a受審人ほか2人が乗り組み、山口県徳山下松港第2区の岸壁から流出した防舷材搜索の目的で、船首1.2メートル船尾3.0メートルの喫水をもって、令和5年3月30日17時00分同区第1ふ頭を発し、同県笠戸島周辺を時計回りに同搜索を開始した。

ところで、徳山下松港第2区第1ふ頭は、東側が笠戸島、西側が大島半島に囲まれた笠戸湾の湾奥に位置し、同半島東方約300メートル沖合に最低水面上高さ0.2メートルの干出岩の小梅が存在し、船内に備えていたプレジャーボート・小型船用港湾案内瀬戸内海西部（以下「小型船用港湾案内図」という。）には小梅が記載されていた。

a受審人は、搜索を続けて笠戸島を一周し、同島カツネ埼北東方沖合で、防舷材が見つからなかったことから、大島半島東方沖合を北上して搜索しながら帰港することを思い立ち、18時19分徳山下松港新川防波堤灯台（以下「新川防波堤灯台」という。）から217度（真方位、以下同じ。）2.94海里の地点を発進した。

発進に先立ち、a受審人は、笠戸湾北部の海域の航行経験が数多くあるものの、大島半島東方沖合を航行するのは初めてで、小梅が存在することを承知していなかったが、笠戸湾は陸岸から200メートル以上離せば無難に航行できるものと思い、船内に備えていた小型船用港湾案内図に当たるなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、舵輪後方で立って操船に当たり、18時30分僅か前新川防波堤灯台から247.5度2.57海里の地点で、針路を040度に定め、9.0ノッ

トの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

針路を定めたとき、a 受審人は、小梅に向首して接近する状況となつて続航し、18時35分新川防波堤灯台から258.5度1.93海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、小梅に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力1の南風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、日没時刻は18時31分で、常用薄明の終わりは19時01分であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口を伴う凹損等を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、日没後の薄明時、大島半島東方沖合において、カツネ埼北東方沖合を発進する際、水路調査が不十分で、小梅に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、日没後の薄明時、大島半島東方沖合において、カツネ埼北東方沖合を発進する場合、大島半島東方沖合を航行するのは初めてで、小梅が存在することを承知していなかったのだから、小梅に乗り揚げる事のないよう、船内に備えていた小型船用港湾案内図に当たるなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、笠戸湾は陸岸から200メートル以上離せば無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、小梅に向首進行して乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年10月23日

広島地方海難審判所

審判官 井 手 則 義